

## 第2回中間報告

令和8年2月13日

川口市立小中学校在り方審議会

## 目 次

はじめに	1
1. 審議会の概要	2
2. 第1回中間報告後の審議状況	
(1) 第5回審議会（令和7年11月21日）	4
(2) 第6回審議会（令和8年1月22日）	9
3. 今後の取組	
(1) 教育委員会の適正規模・適正配置スケジュール（予定）	15
(2) 今後の学校再編の方向性	16
<b>【参考】</b>	
(1) 川口市立小中学校在り方審議会設置条例	17
(2) 川口市立小中学校在り方審議会委員名簿	19
(3) 川口市立小中学校在り方検討委員会設置要綱	20
(4) 川口市立小中学校在り方検討委員会委員名簿（令和7年度）	22
(5) 川口市立小中学校在り方検討委員会検討経過	23

## はじめに

川口市立小中学校在り方審議会の審議を開始して1年が経過いたしました。

これまで6回の審議を終え、この間、子どもたちを取り巻く現状や課題、適正規模・適正配置に向けた考え方について審議を重ねて参りました。

川口市の人口は、将来的に約60万人を維持していくことが予測されるわけではありませんが、15歳未満の年少人口や市立小中学校に通う児童生徒数の減少は、すでに減少が続いており、教育委員会の推計では、今後さらに加速していくものと見込まれています。

少子化の進行は、子ども同士のコミュニケーション不足や子どもたちを取り巻く地域コミュニティの縮小等にも大きな影響を与える問題であり、これからの学校教育が果たすべき役割は、更に重要性を増していくものと考えられます。

こうしたことから、本審議会における審議を重ねる度に、教育委員会が取り組む小中学校の適正規模・適正配置の必要性を実感しているところです。

本審議会では、令和7年8月20日に、第4回審議会までの審議状況をまとめた第1回中間報告を教育委員会へ提出し、報告後の第5回、第6回は、今年度の柱となる小中学校適正規模適正配置基本方針の改定に向けた審議を行いました。

この度の第2回中間報告は、第5回、第6回の審議状況を報告するとともに、今後の市内全域を対象とする学校再編計画の策定に向けた意見も含めてご報告いたします。

川口市では、現在、市の最上位計画である第6次川口市総合計画の策定が進められており、教育委員会においても小中学校適正規模適正配置基本方針の上位計画として位置する川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画の改定が行われています。

まさに、川口市全体が新たな時代へと歩みを進める中、本審議会においても、次年度から、本市で初となる学校再編計画の策定に向けて新たなフェーズに入ります。

今後も、次世代の地域社会を担うすべての子どもたちが輝けるよう、小中学校のより良い教育環境の整備・充実に向けて、引き続き、審議に注力して参ります。

## 1. 審議会の概要

川口市立小中学校在り方審議会は、市が設置する小学校及び中学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るための諮問機関として、令和6年10月1日に設置条例が制定され、令和7年1月28日（火）から、小中学校の適正規模・適正配置及びその他教育環境の整備に関して必要な事項に関することについて審議を開始した。

令和8年2月現在、本審議会では6回の審議会を開催し、教育委員会が進めている適正規模・適正配置を含めた将来的な学校の在り方について審議を重ねてきた。

審議期間の折り返しとなる令和7年8月20日には、第1回から第4回までの審議状況を示した第1回中間報告を作成し、教育委員会へ報告したところである。

第1回中間報告は、主に、川口市立小中学校の現状と課題に加え、教育委員会が進める適正規模・適正配置の方向性について共有を図り、将来的な人口減少や施設の老朽化対策を見据えた学校再編に取り組むための足掛かりとなる、小中学校適正規模適正配置基本方針の改定に向けた審議状況について取りまとめたものである。（次頁参照）

教育委員会では、本審議会の意見も踏まえていただきながら、局内に設置された川口市立小中学校在り方検討委員会において、当該基本方針の改定作業が進められており、中間報告後の第5回、第6回の審議会では、基本方針（改定版）の概要及び改定案について意見交換を行った。

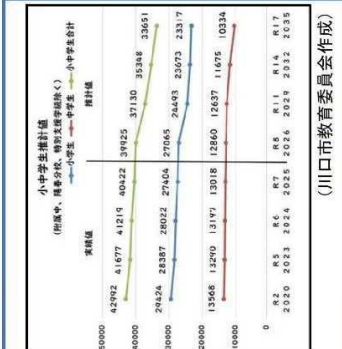
第2回中間報告は、第5回、第6回の審議状況について報告するとともに、次年度から教育委員会が作成に入る、本市初となる学校再編計画に向けて本審議会の取り組みを示すものである。

# 川口市立小中学校在り方審議会 第1回中間報告【概要版】

令和7年 8月20日

### 小中学校の現状

- 川口市の小中学校（川口市立高等学校附属中学校、芝西中学校陽春分校、市内特別支援学級児童生徒を除く）に通う児童生徒の数は、令和2年から令和7年の間に2,570人減少している。
- この状況は、今後一層進んでいくことが予測されており、教育委員会の推計では、令和17年までの10年間でさらに約6,700人（小学生約4,000人、中学生約2,700人）の児童生徒が減少していくことが見込まれている。
- 令和7年5月1日現在の学校規模は、小学校52校中、過規模校（6学級以下）は38校、大規模校（25～30学級）は4校、適正規模校（12～24学級）は8校、小規模校（7～11学級）は8校、適正規模中学校を除く中学校26校中、小規模校（7～11学級）は8校、適正規模校（12～24学級）は18校となっている。
- 児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中、将来的に必要な学校数や在籍する児童生徒数の適正化を進めていく必要がある。



### 【これまでの審議状況】（報告書 P.7～P.18）

第1回 令和7年1月28日（火）

- 〇 議案書交付
- 〇 委員紹介
- 〇 正副会長選任
- 〇 諮問書手交
- 〇 資料説明及び審議

【本市児童生徒の現状及び今後の見通しについて】

- ・全体的な児童生徒数の減少などの観点から、現行の基本方針を整理し、通学距離等を新たな基準の設定を加えていくことに関する審議

改定の背景

- ・人口減少時代への対応（児童生徒数の減少）
- ・次代にふさわしい教育環境の実現
- ・地域コミュニティの更なる活性化と公共施設の在り方

全市的な懸案事項であり抜本的な見直しを求められる方針改定の柱となるべき項目（案）

- 〇 存続の基準の整理
- 〇 学校再編計画の策定を促すための検討を開始する（例：通学区、通学距離の決定等）
- 〇 小中連携・一貫教育の充実
- 〇 施設更新などの運動

### 課題

- 全市的な人口減少の対応（児童生徒数は総人口より早いペースで減少傾向）
- 再開発等による集合・戸建住宅の建設や外国籍居住者の転入に起因する人口増加が見込まれる地域への対応
- 学校施設及び公共施設（公民館やスポーツセンター等）の老朽化対策
- 教育環境（小学校における教科担任制等）及び学習環境（ブルーや体育施設等）の整備
- 地域コミュニティの拠点としての学校の在り方

### 川口市立小中学校在り方審議会（設置期間：令和7年1月～令和8年12月）

市が設置する小学校及び中学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るための諮問機関として設置（令和6年10月1日条例制定）（報告書 P.6、P.20～22）

〇 諮問事項 川口市立小中学校再編計画について

〇 調査及び審議内容

- (1) 小中学校の適正規模に関すること。
- (2) 小中学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育環境の整備に関して必要な事項に関すること。

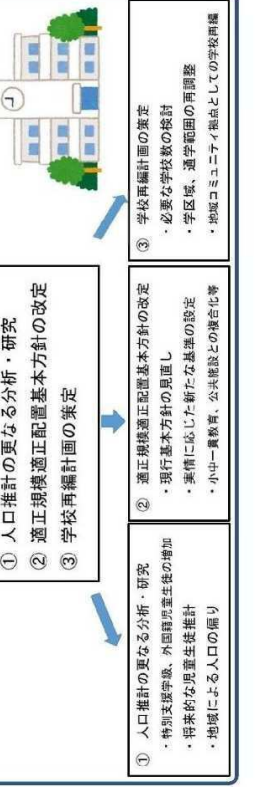
〇 委員構成 15人（学識経験者、知識経験者、市民、市立学校の校長、学校教育関係者）

### 小中学校の適正規模適正配置に対する教育委員会の考え方（大枠）（報告書 P.5）

教育環境の維持向上と充実した学校教育の実現

将来的な人口減少や施設の老朽化を見据えた学校再編

- ・小中学校適正規模適正配置基本方針の改定（市として2度目）
- ・全市的な学校再編計画の策定（市として初）



### 第2回 令和7年3月21日（金）

- ① 現行基準の整理について
- ② 新たな基本方針の基準について

- ・基本方針の改定に向けて、新たに基準の設定が必要な項目や現行の基準から修正・削除する必要がある項目などに関する審議
- ③ その他（市立幼稚園の現状と今後の在り方について）

小中学校適正規模適正配置基本方針の改定に向けて

- (1) 現行基準の整理
  - ・学校規模の分類
  - ・適正規模に改善するための検討を開始する基準
  - ・学校の在り方を検討する基準
- (2) 学校再編計画の策定を促すための検討を開始する基準（案）
  - ・通学区域、通学距離
  - ・その他（義務教育学校、小中一貫教育など）

### 第3回 令和7年5月27日（火）

- ① 小中学校適正規模適正配置基本方針（令和8年改定版）の基準の設定について

新編に加えの基準

- 通学区域 小学校は、可能な限り同一の中学校区となる範囲が望ましい
- 通学距離 小学校は、おおむね30分以内で登校できる範囲が望ましい
- 通学距離 中学校は、おおむね15分以内、小学校はおおむね1.5km以内、中学校はおおむね2.0km以内（自宅から学校までの直線距離）を基本範囲とする
- その他 特別支援教育、外国籍児童生徒、学校の施設更新及び公共施設との複合化等については、考え方の一つとして文言等により整理する

現行基準の修正・削除

- 学校規模の分類 小学校、中学校ともに、現行同様の規模とする
- 学校の存続基準 義務教育学校は「18～30学級」（1学年2～4学級）を適正規模とする
- 通学距離 過小規模（6学級以下）の状態が2年継続し、翌年度以降も予測される場合

- ② 第1回中間報告に掲載すべき内容について

- ・これまでの審議内容を第1回中間報告の形で取りまとめるための、項目案や今後の取組に関する審議
- ・市立幼稚園については、統廃合を含めた今後の在り方に関する意見聴取（方向性のパターンは2園併立・2園統合・1園廃園）・2園併立の3案

### 第4回 令和7年7月30日（水）

- ① 川口市における小中一貫教育（義務教育学校等）について
- ② 第1回中間報告（案）について
- ③ その他（市立幼稚園の在り方について）

川口市の連携教育及び小中一貫教育制度と適正規模適正配置に関する事務局説明

- ・第1回中間報告の作成に関し及び公開方法等の確認
- ・第1回中間報告提出後の取り扱い及び公開方法等の確認
- ・市立幼稚園の在り方について
- ・市立幼稚園を統廃合した場合の特別な支援を要する子どもたちの受け皿等に関する意見聴取

【今後の取組（予定）】（報告書 P.19）

- ・令和8年12月までの間に6回程度の審議会を開催し、途中、第2回中間報告（令和8年1月予定）を行うとともに、令和8年12月に小中学校の再編計画に関する審議会へ提出する。
- ・教育委員会は、令和8年3月（令和7年度末）までに「小中学校適正規模適正配置基本方針（令和8年版）」を改定し、公表する。
- ・教育委員会は、令和9年3月（令和8年度末）までに「（仮称）川口市立小中学校再編計画」（素案）を確定させる。（公表は令和9年度中を予定）

## 2. 第1回中間報告後の審議状況

### (1) 第5回審議会

開催日時 令和7年11月21日(金) 13:30~15:00

開催場所 市役所第1本庁舎 6階 601会議室

議 題

- ① 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)の概要について
- ② 第2回中間報告に掲載すべき内容について
- ③ その他

内 容

- ① 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)の概要について

#### 【事務局】

今回の改定は、将来的な学校再編を見据え、新たな基準の設定やこれまでの基準を見直していくことが重要なポイントである。

これまでの基本方針は、小規模になりつつある、また、過小規模となった学校を支援するための方策を示し、統廃合前の取り組みを重視してきたが、改定に向けた考え方としては、児童生徒数のさらなる減少や学校施設の老朽化など、直面する全市的な課題に対し、適正規模・適正配置を効果的に進めることで、市立小中学校の教育力の維持向上を図る考えである。

また、今後の適正規模・適正配置及び学校再編については、長期に渡る取り組みとなることから、児童生徒数の推計や取り組みの進捗状況を加味しながら、一定期間で方針や計画を見直し、時代に応じた取り組みが行えるよう進めていく。

次に、基本方針(改定版)の構成案としては、2 適正規模・適正配置基本方針の概要、3 川口市立小中学校の現状と課題、4 適正規模・適正配置の基準と進め方を示す流れで構成する予定である。方向性や基準等がこれまでの審議と相違がないか、審議がなされていない点がないか確認をお願いします。(資料1)

(資料1)

### 3. 基本方針(改定版)の構成案

- 1 はじめに
- 2 適正規模・適正配置基本方針の概要
  - (1) 適正規模・適正配置の考え方
  - (2) 基本方針改定の目的
  - (3) 基本方針の位置づけ
- 3 川口市立小中学校の現状と課題
  - (1) 現状
  - (2) 課題
- 4 適正規模・適正配置の基準と進め方
  - (1) 統廃合等に関する基準
  - (2) 統廃合等の進め方
- 5 今後の学校の在り方に向けた検討
  - (1) 部局横断的な検討
  - (2) 地域との連携・市民への情報提供
  - (3) 今後のスケジュール

続いて、構成の内容として、2 適正規模・適正配置 基本方針の概要において、国の資料等を参考に、適正規模と適正配置については、

- ・適正規模とは、一定の規模の児童生徒集団や学校規模を確保すること
- ・適正配置とは、本市の実態を踏まえて通学条件や通学手段を確保すること

と定義づけて改定作業を進める。

また、基本方針の位置づけについては、上位計画との整合性や関連計画との連携について図式化するとともに、方針や計画の定期的な見直しについて記載する。

続いて、構成案3 川口市立小中学校の現状と課題においては、これまでの議事録や第1回中間報告の内容を踏まえ、上位計画である川口市教育

大綱及び川口市教育振興基本計画との整合性を図り進める。(資料2)

(資料2)

#### 4. 素案の方向性 (主な内容) ①

構成案2 適正規模・適正配置基本方針の概要

(1) 適正規模・適正配置の考え方

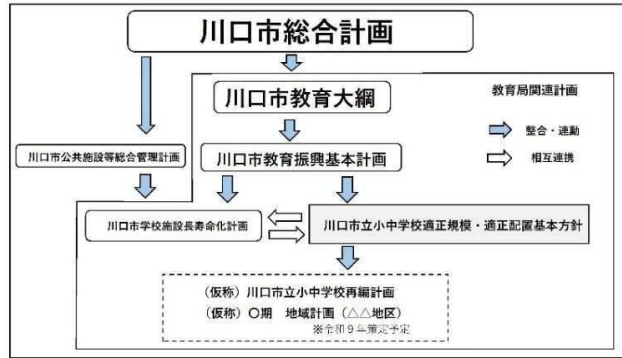
- 基本事項について

(2) 基本方針改定の目的

- これまでの変遷について
- 学校再編の必要性について

(3) 基本方針の位置づけ

- 諸計画との関連、整合について (右図)
- 定期的な見直しについて



基本方針の位置づけ (イメージ)

続いて、構成案4 適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方については、まず、適正規模に関する基準として、学校規模の分類は、審議会でも意見をいただいたが、統廃合等が進められた場合や、中学校において35人学級が進められることにより、児童生徒数は減少しても、学級数は増加することも想定し、小中学校においては、これまでの基準と変更せず、適正規模を12学級から24学級とする考えである。

また、今後、設置を検討する義務教育学校については、1学年を2学級から4学級として、18学級から36学級を適正規模にする考えである。

なお、義務教育学校については、過大規模の基準を設定せず、適正規模を上回る場合は大規模校として扱っていく。

大規模校・過大規模校の対応としては、学区の調整等を検討することにより、適正規模の維持に努める考えである。(資料3)

(資料3)

#### 4. 素案の方向性 (主な内容) ③

構成案4 適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方

(1) 基準 適正規模に関する基準

- ・ 小学校、中学校ともに「12～24学級」を適正規模とする (前回から変更なし)
- ・ 義務教育学校は「18～36学級 (1学年2～4学級)」を適正規模とする

川口市の小・中学校規模の分類 (令和8年版)

区分	小学校 (6学年)	中学校 (3学年)	義務教育学校 (9学年)
過小規模校	6学級以下	6学級以下	9学級以下
小規模校	7～11学級	7～11学級	10～17学級
適正規模校	12～24学級	12～24学級	18～36学級
大規模校	25～30学級	25～30学級	37学級以上
過大規模校	31学級以上	31学級以上	

※義務教育学校は、過大規模の基準は設けず、大規模校として扱う

【大規模校の対応】

- 必要に応じて学区の調整等を行うことにより適正規模の維持に努める
- 小中学校9年間を一貫して行う義務教育学校の設置についても検討する
- 基本的には、既存の施設を活用しながら対応する

続いて、適正配置に関する基準として、児童生徒の教育環境や通学環境が、統廃合等が行われた場合でも過度な負担とならないよう、市内全体の状況を考慮して通学範囲を定める必要があることから、新たな基準として設定するものである。

基準については、これまでの審議会での意見や、市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者を対象に実施したアンケート調査に基づき設定したものである。

なお、通学区域に関する基準については、基本方針改定後、直ちに変更するものではなく、今後の学校再編と連動しながら段階的に進めていくものと理解していただきたい。

また、通学距離や通学時間に関する基準については、道路環境や児童生徒の身体的な個人差などに左右されることから、あくまでも登校可能な目安として設定するものである。(資料4)  
(資料4)

## 4. 素案の方向性（主な内容）④

### 構成案4 適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方

#### (1) 基準 適正配置に関する基準

##### ○ 通学区域

通学区域は、中学校区を基本として1中学校あたり1～3校程度の小学校で構成し、小学校全体が同一の中学校区となるよう配慮する

##### ○ 通学距離

通学距離は、小学校はおおむね1.5km以内、中学校はおおむね2.0km以内を基本範囲とする  
※居住地によって道路状況等に違いがあることから、基準は自宅から学校までの直線距離とする（通学路による実距離とは異なる）

##### ○ 通学時間

通学時間は、小学校・中学校ともにおおむね30分以内を基本範囲とする

#### 通学区域の考え方

- ・通学区の見直しが必要となった場合、教育委員会が通学区を調整・変更する。
- ・通学区の調整・変更にあたっては、地域の状況や児童生徒への影響を十分に考慮し、弾力的な運用に努める。

#### 通学距離、通学時間の考え方

- ・気象条件や道路状況等に左右されることから、あくまでも児童生徒が登校可能な範囲の目安とする。
- ・中学校においては、基準を超える状況にある場合には、各学校において安全対策を十分に講じた上で、生徒の負担軽減や利便性に考慮した通学方法を検討する。

続いて、統廃合の基準と統廃合等の進め方として、統廃合の基準については、現行の存置の基準として示されていたものを、統廃合の基準として見直しを行った。新たな基準としては、過小規模の状態が複数年続き、翌年度以降も予測される場合は検討を開始する考えである。(資料5)  
(資料5)

## 4. 素案の方向性（主な内容）⑤

### 構成案4 適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方

#### (2) 検討の進め方

##### ○ 統廃合の基準

・過小規模（小・中学校：6学級以下、義務教育学校：9学級以下）の状態が2年継続し、翌年度以降も継続的に過小規模が予測される場合、統廃合等の検討を開始する

##### ○ 統廃合等の進め方

- ・今後の統廃合等を含めた学校の適正規模・適正配置については、市内全域を対象に策定をめざす「(仮称)川口市立学校再編計画」に基づいて計画的に取り組む。
- ・再編計画を策定する前に統廃合等の基準に達した学校や、施設の老朽化によって改築等が必要な学校が出る場合については、個別に検討を開始する。
- ・統廃合等の検討については、教育委員会に設置されている川口市立小中学校在り方検討委員会において処理し、必要に応じて学校や地域・保護者の代表等に協力を依頼する。

### 【委員発言要旨】

- ・示された内容については、審議の中での委員の意見が反映された項目になっていると考える。
- ・本市が目指す学校の将来像が重要になると考える。この将来像に近づけるため、川口市は適正規模・適正配置を行うという説明になると思う。
- ・基本方針の「はじめに」には、市の方向性を盛り込み作成するとのことである。次回の審議会では素案をもとにした議論によって、審議会が作成する第2回中間報告で、方向性について触れることは可能だと考える。
- ・今までは児童数をもとに検討が進められてきたが、学校の将来像をもとに考えると、先生の働き方改革の観点から、教員数をもとにした検討もしなければならない。学校規模を問わず、弾力性をもった教員数の配置が可能であるかを考える必要がある。
- ・現状、少子化で小規模校が増えると思うが、地域によって人口が増加する可能性もあるし、中学校でも35人学級が導入されるので大規模校・過大規模校となる学校も生まれることも想定しておかなければならない。
- ・統廃合の基準では「2年継続し、…過小規模が予測される」、統廃合の進め方では「個別に検討」とある。廃校となる学校だけではなく、統合される学校の状況も加味する必要があると考える。
- ・大規模校への対応について、さいたま市で再開発により大きな影響を受けたという事例がある。「大規模校の対応」では対応できないような事態は想定しなければならない。

### ② 第2回中間報告に掲載すべき内容について

#### 【事務局】

今回、作成をお願いする第2回中間報告については、回数的には第1回中間報告ほどのボリュームはないが、次年度の川口市立小中学校再編計画の策定に向けた審議を進める上で、令和7年度のゴール地点を共有することは重要であることから、作成の協力をお願いしたい。

第5回と第6回審議会の検討内容については、現在、改定を進めている基本方針に関する内容と審議会で作成をお願いしたい第2回中間報告に関する内容の2点である。

次回、第6回審議会では、基本方針の素案について確認をお願いしたいと考えている。

続いて、第6回審議会後の取り組みについては、審議会においては、第2回中間報告をまとめていただきたい。教育委員会としては、基本方針改定案をまとめ、2月から3月にパブリック・コメントを実施し、3月下旬の教育委員会定例会での議決をもって基本方針（改定版）を公表する予定で進めていく考えである。

また、令和8年度以降については、令和8年5月に開催を予定している第7回審議会から学校再編計画の策定に向けた審議をお願いし、その後、4回程度の審議を経て、令和8年12月に答申をまとめていただきたい。

教育委員会では、審議会での審議を踏まえ、令和9年3月までに（仮称）川口市立小中学校再編計画（案）を作成し、4月以降にパブリック・コメントを実施する予定で進めていく。

### 【委員発言要旨】

- ・第5回、第6回の審議内容が、中間報告をまとめる際に重要な役割を果たしてくる。中間報告が出来上がる際に審議会の機会がないため、第6回審議会の中でパブリック・コメントを求めることも想定した審議をする必要がある。

- ・第1回中間報告の「はじめに」と比較し、第2回中間報告の「はじめに」はさらに充実させたい。  
「川口市学校教育の目指すべき姿である……のさらなる充実を図るために」川口市の適正規模・適正配置を進めていくとあるが、第2回中間報告では川口市が目指す学校像について具体的に示していきたいと考えている。

### ③ その他

#### 【委員発言要旨】

- ・適正規模・適正配置に関する学校再編は全国的に大きな課題になっている。川口市の現状と課題、それぞれの地域が抱えている課題がある中で、その現状と課題をどのように解決するか、どのように学校教育を変えていくかというのが審議会の目的となる。少子化が進んでいることが学校を運営する上で課題となる点があるため、情報提供したい。

1 点目は、子ども同士の人間関係が希薄になっていることである。異年齢集団で一緒に遊ぶ中で育まれる社会性やコミュニケーション能力が育たなくなっている。これを学校の中でどのように育てていくかが議論となる。小中一貫教育や義務教育学校での異年齢集団での活動を通して、かつて地域で行っていた教育的な活動を学校で行うことに望みをかけている地域がある。

2 点目は、社会の急激な変化である。遊び方についても、インターネット等を通して子どもたちだけで遊んでいるという状況であり、情報漏洩やセキュリティの問題がある。子どもたち自身がその変化に対応する自立力・自活力が求められる。学校の学級数が少ないと子ども同士の関係が希薄になるため、適正規模に向かっている地域もある。少子化は子どもたちの教育環境に及ぼす影響も大きい。

兄弟の数が少ないことにより、過保護・過干渉となる家庭、放置・ネグレクトとなる家庭というように大きい格差が生まれることも課題となっている。子ども同士だけではなく大人同士の関係も希薄であり、子育てで孤立する家庭が生まれる。そのような家庭に対して、学校が拠点になり、地域全体で子どもの教育を支えようと考えている地域もある。

適正規模・適正配置の必要性を考えると、学校を守ることも大切だが、20年、30年後を考えた上で子どもたちにどのような教育をする必要があるかという観点が必要である。

また、川口市ではグローバルな課題や多様性の課題など、地方とは異なる課題が生まれると思う。子どもたちをどのように育てるかという観点で考えていくことが大切だと思う。

- ・社会の中で生きていくということを踏まえ、コミュニケーション能力などについても中間報告に盛り込む方が良いと感じる。
- ・既存の施設を活用しての統廃合を検討していると話があった。プールに関する扱いについて、事務局としての考えを聞きたい。

#### 【事務局】

- ・プール施設については、水泳の授業の在り方と併せて、教育局内で検討委員会を立ち上げ検討を進めている。次回の審議会で説明させていただく。

## (2) 第6回審議会

開催日時 令和8年1月22日(木) 13:30~15:30

開催場所 市役所第二本庁舎 6階 2601会議室

### 議 題

- ① 第2回中間報告(案)について
- ② 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)(案)について
- ③ 同基本方針(改定版)(案)に係るパブリック・コメントの実施について
- ④ その他
  - ア 水泳授業の在り方について
  - イ 今後の適正規模・適正配置スケジュールについて

### 内 容

- ① 第2回中間報告(案)について

#### 【事務局】

前回と今回の審議状況を、第2回中間報告として提出をお願いしたい。

報告案は、前半に審議会の概要と第1回から第4回の審議状況をまとめられた第1回中間報告の概要版が掲載されており、次に前回の審議状況となっている。前回は、基本方針改定版の概要と第2回中間報告に掲載すべき内容について意見をいただいた。今回の審議は、その後に加えていただく。

提出された第2回中間報告については、教育委員会定例会にて報告するとともに、報告後は、第1回同様、市役所ホームページで公開する予定である。

#### 【委員発言要旨】

- ・「はじめに」の中段部分の日付に修正が必要である。
- ・欠席している委員からも現時点で質問等はないとのことであるため、他に意見等がなければ、案として確定としたいが如何か。→全会一致で了承
- ・今回の審議結果を加えて、第2回中間報告として教育委員会へ提出する。第1回中間報告と同様、会長、副会長で確認したものを事務局へ提出する。

- ② 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)(案)について

#### 【事務局】

今年度末に改定を予定している川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)については、本審議会の意見を踏まえながら、教育局内の検討委員会で改定案を作成した。

前回(第5回)の審議会で、改定の概要について説明したところであるが、今回は改定案について確認をお願いしたい。

まず、はじめにの部分であるが、前回の審議会において、改定する基本方針や第2回中間報告の中で目指す学校像について具体的に示す必要があるとの意見もあったことから、本市の学校教育の教育理念である、未来を創造し、次世代の地域社会の担い手となる人材を育てる教育の実現に向け、教育環境の維持向上を図るためにも学校再編が必要となっている旨を示した。

次に、適正規模・適正配置基本方針の概要の章では、基本方針の改定に向けた教育委員会の考え方を示している。今回の改定は、将来的な学校再編を視野に入れ、新たな基準の設定や現行の

基準を見直すことが目的である。

現行の基本方針は、小規模となった学校を支援するための基準を設け、統廃合する前の取り組みを重視してきたが、児童生徒数のさらなる減少や学校施設の老朽化など、直面する全市的な課題に対し、改定案では、適正規模・適正配置を効果的に進め、市内全体の学校再編に取り組むことで、小中学校の教育力の維持向上を図る考えである。

加えて、今後の学校再編については、長期の計画を予定していることから、児童生徒数の推計や適正規模・適正配置の進捗状況等を加味しながら、一定期間（5年程度）で方針や計画を見直し、時代に応じた取り組みを進めていく考えである。

続いて、川口市立小中学校の現状と課題の章では、(1)現状と(2)課題の項を立て、それぞれ複数の観点から記載した。

続いて、適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方の章についても、(1)基準と(2)検討の進め方の項に分けて作成した。

(1)基準については、適正規模に関する基準と適正配置に関する基準をそれぞれ設定することとし、学校規模の基準については、審議会の意見を参考に、適正規模の基準は引き下げず前回同様の規模とし、今後、設置を検討する義務教育学校の基準を新たに追加した。また、大規模校への対応についても検討を開始するための基準を設定した。

適正配置に関する基準については、新たに加えた基準である。児童生徒の学びの継続や地域とともにある学校をさらに推進するものとして、通学区の考え方に関する基準を新たに設定するとともに、利便性を考慮した通学距離や通学時間についても、審議会の意見を参考に、おおむね30分圏内に学校が配置されるよう新たに基準を設けた。

(2)検討の進め方については、統廃合等に関する基準や進め方について示した。これまでの方針では、統廃合等を極力行なわずに、学校を維持することを考えた基準から、学校再編が適切に行えるよう統廃合等に関する基準と改めるとともに、今後、進める学校再編を見据え、統廃合等を行なう際の方向性について記載した。

最後に、今後の学校の在り方の検討にあたり、地域・市民との合意形成や部局横断的な検討に加え、長期計画となる学校再編期間のスケジュール案を掲載した。

適正規模・適正配置や市内全体の学校再編については、5年、10年先の児童生徒数と施設改修の計画等を併せた一体的な取り組みが必要であり、進捗状況等を加味した見直し・改定が不可欠となるため、5年程度の期間で見直しや改定を行っていく予定である。

#### 【委員発言要旨】

はじめについて

- ・意見なし

適正規模・適正配置基本方針の概要について

- ・「基本方針の位置づけ（イメージ）」を見ると、基本方針が各部局の大きな計画の中に位置づけられており、様々な計画と連動しながら作成されているものであることが分かる。

川口市立小中学校の現状と課題について

- ・様々なデータ等も取り入れながら整理されていると感じる。
- ・課題についても川口市の課題を的確にとらえた上で、方向性が示されている。この審議会で各立場から述べた意見が反映されているものと捉えている。

- ・年少人口の推計について、令和7年に0～4歳の幼児は、令和12年には5～9歳となる。しかし、令和7年の0～4歳の人口と比較し、令和12年の5～9歳の人口が減少しており、令和17年の10～14歳ではさらに減少している点について分析が必要だと感じる。

#### 適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方について

- ・通学距離と時間が1.5kmと30分が目安となっている。保護者の立場としては、ぜひこの基準の優先順位を高くしてほしいと思っている。
- ・今までの審議の内容が要約されていると思う。通学距離と時間の基準については、学区編成の際にも基準となっている。川口市は地域差が大きいため、学区の編成により町会と区割りが異なることがある。子ども会が消滅している、町会に入らない家庭がある等の問題はあがあるが、ぜひ地域の方の声を聴いてほしい。
- ・保護者としては近い学校が望ましいと思うが、子どもの教育にとって他学年の人と触れ合っ得られる成長は大きいと思う。それができるのが、小学校の6年間または義務教育の9年間である。地域で育てるという考えに重きを置き、地域の皆様の意見をぜひ重視してほしい。
- ・これから統廃合等を進めるにあたり、必ずしもうまくはいかないと思うが、町会の区割りと異なる学校へ通うことが少なくなるような手段を講じてほしい。
- ・通学距離・時間について、子どもたちの安全を考えると、スクールバスによる通学も視野にいれた方がいいと感じているが、徒歩で通学すること、友達と話をすることの重要性もあると思う。あまりにも通学時の安全確保が困難な場合、距離が長すぎる場合など、地域の状況によっては、そのような手段も視野に入れる必要がある。
- ・過小規模の学校は、様々な要因で子どもが少なくなっている状況をどのように扱うかが重要になると感じている。市内でも交通の便が悪いところは人が住みにくく、そのような場所の子ども達は厳しい状況に置かれている。過小規模の学校で1年生のときに問題が起きると、6年間苦しまなければいけないという課題がある。学校の規模を適正にすることが、今通っている子どもにとって幸せであると感じる。
- ・子どもが集まりにくい学校は通学距離が長くなるため、スクールバスの検討も必要である。地域で仲のいい子どもが少ないと保護者は心配すると思うが、子どもたちは順応性が高いため、学校生活がうまくいくようにしてあげることが最も重要なことである。
- ・「大規模校への対応」の枠線内について、ある自治体では大規模校解消の取り組みとして、本来の学校と隣接する学校へ変えることができるといった柔軟な対応をしているところがある。また、住所により、学校を選択することができるとしているところもある。
- ・同じ小学校の児童が異なる中学校に分かれることのないよう配慮するとのことであり、大変ありがたいと感じている。対人能力の基礎となる時期に、多くの児童が友達をつくり、中学校でさらに輪を広げることができるような対応である。

#### 今後の学校の在り方に向けた検討について

- ・意見なし
- ・基本方針について意見はないが、小学校の中には集団登校でなく、個別登校でもいいのではないかという意見がある。保護者としては、子どもたちにとっても集団登校が安全だと思っているが、校長先生からは、通学班を組まずに登校している子どももいると聞いている。川口市の方針は如何か。保護者として、班を組んで登校してほしいと思っている。

### 【事務局】

通学班については学校ごとに決定している。個別の事情を抱えている家庭が個別登校をしている例もある。また、本市の実状として、地区により状況に大きな差があるため、通学班について市としての方針はない。大規模校の通学路では、人数に対して道が狭い、信号があり子ども達が一か所に溜まってしまふなどの課題がある。市内で通学班を採用していない学校もある。

## ③ 同基本方針（改定版）（案）に係るパブリック・コメントの実施について

### 【事務局】

教育委員会で作成した改定案について、広く市民からの意見等を参考にするためにパブリック・コメントを実施する。

募集期間は、2月2日月曜日から3月4日水曜日までとし、公開方法については、ホームページの掲載及び教育政策室窓口、市政情報コーナーでの閲覧を予定しており、提出された意見については、回収後まとめて公表していく。

また、基本方針の改定までの予定については、審議会から提出された第2回中間報告とパブリック・コメントで聴取した意見を踏まえ、3月上旬に最終案を作成する。

その後、3月中旬に予定している教育委員会定例会の議決をもって確定させ、3月下旬に公表する流れで進めていく。

### 【委員発言要旨】

- ・パブリック・コメントを求める際に掲載する資料について、改定前の資料も併せて掲載されていると、比較がしやすく、コメントをしやすと感じる。
- ・意見提出方法について、入力フォームでの提出という方法も考えられると思うが、資料には記載がない。簡単に書き込んでしまうという欠点もあるため、適切な基準を設けるなど工夫は必要と思われるが、入力フォームでの提出があっても良いのではないか。

## ④ その他

### ア 水泳授業の在り方について

### 【事務局】

本市の学校プールは、築40年以上のプールが79校中50校と老朽化が進んでいる状況であり、将来的に改築や修繕の波が押し寄せてくることを想定すると、1学校1プールの継続は難しい状況であり、現在、教育局内に検討委員会を設置して検討を進めるとともに、市議会定例会においても答弁しているところである。

この状況は全国的にも同様であり、自治体によっては中学校の水泳実技を全面廃止しているところも見られる。そのような中、本市の小中学校の水泳授業の在り方については、今後、全校で同じ手法による授業の実施が困難となることも課題となっており、検討の対象となっている。

授業の実施に係る選択肢としては、既存の自校プールを継続利用、屋内プールによる年間を通じた複数校の利用（一般開放も検討）、民間のスイミングプールや市内のスポーツセンターをはじめとする体育施設を活用して授業を実施する形等が考えられるが、それぞれにメリット・デメリットがある。

また、地区・学校によって状況が異なるため、地域にあった適切な形を検討していくことが必要となっている。加えて、自校以外のプールを活用する場合については、移動に関する安全と人員、時間の確保というデメリットが大きな課題となっている。

今後、水泳授業の在り方に関する基本方針を作成する予定であるが、プールの改築や大規模修繕後に、統廃合の対象となったり、効率的な運営ができなくなったりすることは避けなければならない。そのため、水泳の授業や施設の在り方については、小中学校の在り方に関する計画と連動して進めていく必要があると考えている。(資料6)

(資料6)

## 水泳授業の今後の選択肢について (令和8年1月6日現在)



### 【委員発言要旨】

- ・すでに議論が始まっており、市議会で答弁していることが分かった。課題が多い中、すぐには解決できないものと思う。本件については、検討委員会が既に立ち上がっており、議論が始まっているとのことであった。
- ・現在、1校1プール持っているが、学校再編がされた際にどうなるかという懸念があることに加え、現状でも学校で水泳授業の実施に苦慮している状況があるため、前回質問した。今後、水泳の授業をどのように実施するかを含め、検討を進めてほしい。

イ 今後の適正規模・適正配置スケジュールについて

### 【事務局】

はじめに、小中学校の適正規模・適正配置については、検討開始当初、資料7上段の行程にて

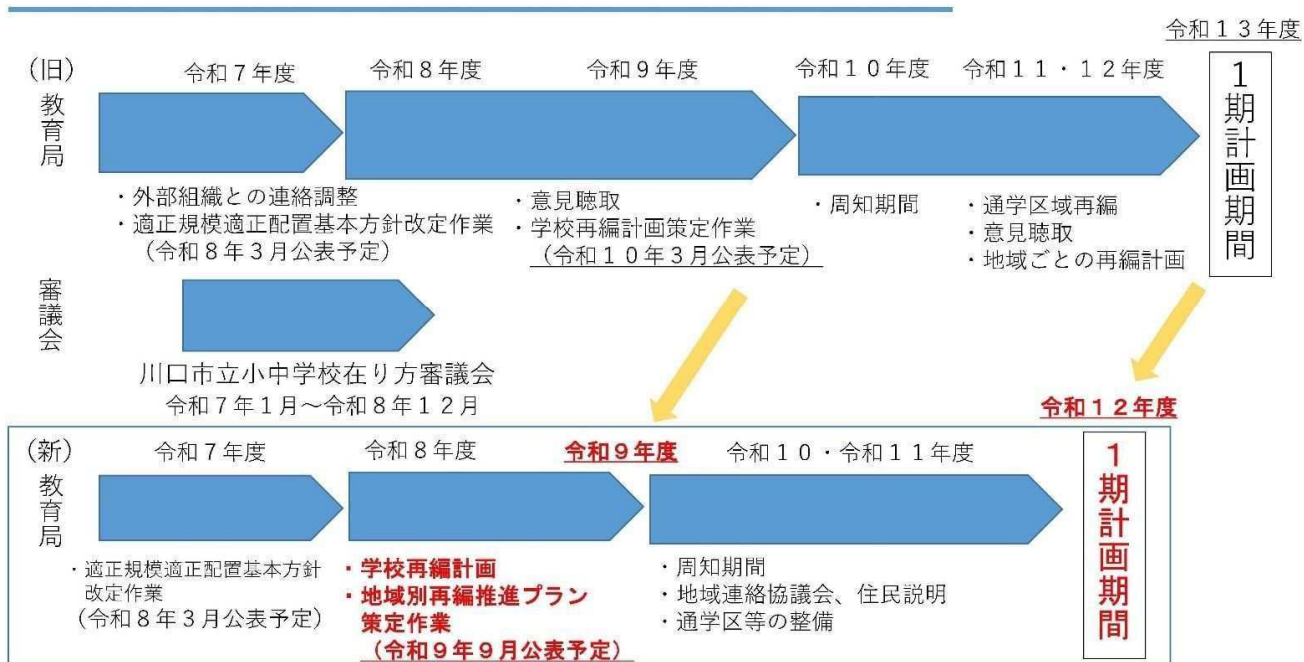
取り組んでいたが、行程の前倒しが可能な状況と判断し、次年度から作成に入る学校再編計画及び地域ごとの再編推進プランの公表については、当初計画から半年程度早めた令和9年9月を目指し取り組んでいく。

また、学校再編計画や地域プランに基づいた、第I期となる学校再編の開始時期は、検討開始当初の予定から1年程度早めた令和12年を目指すとともに、全体的な学校再編の計画実施期間は、令和12年から26年の15年程度を予定し取り組んでいく。

教育委員会としては、計画の作成に係る期間を前倒し、周知や地域との協議に十分時間をかけて進めていく考えである。

(資料7)

## 川口市立小中学校適正規模・適正配置スケジュール（変更版）



次に、本審議会の令和8年度のスケジュールについては、次回第7回の審議会を5月27日水曜日に開催し、その後については案としてお知らせする。委員の皆様には、これまで同様、様々な視点から審議をお願いしたい。

なお、12月下旬に予定している、第10回審議会終了後の答申の提出については、開催方法を含めて検討中であり、決定次第、お知らせする。

### 【委員発言要旨】

- スケジュールの前倒しする方向で検討しているとのことであった。重大性を鑑み、関係するところへ周知し、議論を重ね、合意のもと進められるよう、可能な限り早急に対応することは良いと思う。

### 3. 今後の取組

(1) 教育委員会の適正規模・適正配置スケジュール（予定）

準備期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

計画期間：令和12年度～令和26年度（15年間）

取組内容	準備期間			I期計画期間					II期計画期間					III期計画期間						
	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18	2037 R19	2038 R20	2039 R21	2040 R22	2041 R23	2042 R24	2043 R25	2044 R26
川口市立小中学校 在り方審議会	★12月啓申 令和7年1月～令和8年12月																			
川口市立小中学校 在り方検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会事務局</li> <li>基本方針改定作業</li> <li>再編計画策定作業</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>計画周知・広報</li> <li>通学区域の調整</li> <li>地域連絡協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再編計画（I期地域計画）推進</li> <li>基本方針の見直し・改定</li> <li>II期地域計画の検討・改定</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>再編計画（II期地域計画）推進</li> <li>基本方針の見直し・改定</li> <li>III期地域計画の検討・改定</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>再編計画（III期地域計画）推進</li> <li>基本方針の見直し・改定</li> </ul>					
川口市立小中学校 適正規模・適正配置 基本方針（改定版）	★3月改定			※国や県、市の施策の変更や児童生徒数の推計、学校再編の状況等に応じて見直し・改定の検討（5年単位） 基本方針に基づく取り組み																
(仮称)川口市立 小中学校再編計画	★9月策定			I期地域計画 に基づく取り組み					II期地域計画 に基づく取り組み					III期地域計画 に基づく取り組み						
(仮称) 地域連絡協議会	★対象地域・ 学校単位で設置			A地域	B地域	C地域	D地域	E地域	F地域	G地域	H地域	I地域								

## (2) 今後の学校再編の方向性

これまでの審議でも、学校再編の考え方については議論を重ねてきたところであるが、教育委員会から、この度、次年度の学校再編計画の柱ともなるべき視点が以下のとおり示された。

市立小中学校が、いつまでも児童生徒の学びの拠点で在り続けることはもちろん、将来に渡って持続可能な地域社会の構築に資する施設となるよう、学校再編を進めていく必要性を再認識したところである。

- ・統廃合等を進める場合は、既存の校舎・通学区を最大限に活用する
- ・統廃合等の対象校のうち、立地等の状況で近隣校との統合等が困難な場合、義務教育9年間を一貫した教育を行う義務教育学校の設置を検討する
- ・地域とより深い連携体制を築き、学校が地域コミュニティの拠点として在り続けるよう、公民館等の公共施設との複合化についても併せて検討する
- ・町会・自治会や主要道路・鉄道路線に配慮して、必要に応じて通学区の調整等を行う

本審議会では、未来を創造し、次世代の地域社会の担い手となる人材を育てる教育の実現に向け、より良い教育環境の構築と今後の学校の在り方に向けて、引き続き、教育委員会と一体となって審議を継続していく考えである。

## 【参考】

### (1) 川口市立小中学校在り方審議会設置条例

#### (設置)

第1条 市が設置する小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るため、川口市立小中学校在り方審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議答申する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育環境の整備に関して教育委員会が必要と認める事項。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) 市民
- (4) 市立学校の校長
- (5) 学校教育関係者

#### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から審議会が第2条の諮問に対し最終的な答申を行う日までとする。

#### (会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表学校運営協議会の項の次に次のように加える。

小中学校在り方審議会	会長	日額	7,800円
	委員	日額	7,200円

## (2) 川口市立小中学校在り方審議会委員名簿

会 長 石川 泰成

副会長 松田 裕之

No	区分	氏名	備考
1	学識経験者	安原 輝彦	浦和大学教授
2	学識経験者	石川 泰成	埼玉大学教授
3	知識経験者	廣瀬 進治	川口商工会議所
4	知識経験者	菊地 美代子	川口商工会議所
5	市民民間団体推薦	望月 佳司	南平地区連合町会
6	市民民間団体推薦	渡部 彰	横曽根地区連合町会
7	市民民間団体推薦	田原 浩之	P T A連合会
8	市民民間団体推薦	潮田 香織	P T A連合会
9	学校教育関係者	松田 裕之	川口市退職校長会
10	学校教育関係者	本橋 克展	学校運営協議会委員
11	学校教育関係者	小林 和八	学校運営協議会委員
12	市立学校の校長	井上 千春	川口市小学校長会
13	市立学校の校長	柳田 朗	川口市中学校長会
14	市民	清水 秀文	公募市民
15	市民	加藤 治	公募市民

### (3) 川口市立小中学校在り方検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 川口市立小中学校在り方検討委員会（以下、「本委員会」という）は、川口市立小中学校の今後の在り方を検討することを目的とする。

#### (組織)

第2条 本委員会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 本委員会に委員長を置き、副教育長をもって充てる。
- 3 本委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 委員は、やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 5 前項の代理者は委員とみなす。

#### (会議)

第3条 本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、又は他の方法で意見を求めることができる。

#### (庶務)

第4条 本委員会の庶務は、教育政策室において処理する。

#### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 6年 4月 9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	職 名
委員長	副教育長
委員	教育総務部長
委員	学校教育部長
委員	教育政策室長
委員	教育総務部 教育総務課長
委員	学校教育部 庶務課長
委員	学校教育部 学務課長
委員	学校教育部 指導課長
委員	学校教育部 学校保健課長
委員	教育政策室 主幹
委員	学校教育部 学務課主幹
委員	学校教育部 指導課主幹 兼指導係長
委員	学校教育部 指導課主幹 兼教育研究所副所長

(4) 川口市立小中学校在り方検討委員会委員名簿（令和7年度）

区 分	職 名	氏 名
委員長	副教育長	大内 昌弘
副委員長	学校教育部長	丸山 陽一
委 員	教育総務部長	秋葉 知佳子
委 員	教育政策室長	須江 明香
委 員	教育総務部 教育総務課長	五十川 三津子
委 員	学校教育部 庶務課長	高木 美季
委 員	学校教育部 学務課長	岩井 正明
委 員	学校教育部 指導課長	池田 光伸
委 員	学校教育部 学校保健課長	湯浅 禎之助
委 員	教育政策室主幹	小川 哲
委 員	学校教育部 学務課主幹	佐久間 章匡
委 員	学校教育部 指導課主幹兼指導係長	小川 敏明
委 員	学校教育部 指導課主幹兼教育研究所副所長	小堀 貴紀

## (5) 川口市立小中学校在り方検討委員会検討経過

### 【令和6年度】

	日時	開催場所	検討内容
第1回	R6. 4. 25 (木)	教育庁舎 会議室	・現状及び課題の共有
第2回	R6. 5. 29 (月) ～ R6. 6. 5 (水)	書面会議	・(仮称)川口市立小中学校在り方審議会の設置に向けた検討
第3回	R6. 6. 27 (木)	教育庁舎 委員会室	・(仮称)川口市立小中学校在り方審議会の条例及び委員に関する検討 ・今後のスケジュールに関する検討
第4回	R6. 10. 1 (火) ～ R6. 10. 11 (金)	書面会議	・視察先に関する検討 ・委員の公募に関する検討
第5回	R6. 12. 9 (月)	教育庁舎 委員会室	・川口市立小中学校在り方審議会の委員の選定に関する協議 ・第1回審議会及び審議内容に関する検討
第6回	R7. 2. 27 (木)	教育庁舎 会議室	・第1回審議会の報告 ・視察報告(藤沢市、横須賀市) ・第2回審議会及び審議内容に関する検討
第7回	R7. 3. 28 (金) ～ R7. 4. 11 (金)	書面会議	・第2回審議会の報告 ・視察報告(苫小牧市・安平町)

### 【令和7年度】

	日時	開催場所	検討内容
第1回	R7. 4. 30 (水)	教育庁舎 委員会室	・検討の進捗状況の確認 ・第3回審議会の審議内容に関する検討
第2回	R7. 6. 27 (金) ～ R7. 7. 11 (金)	書面会議	・第3回審議会の報告 ・第4回審議会の審議内容に関する検討 ・第1回中間報告(素案)の内容に関する検討
第3回	R7. 9. 25 (木)	第2本庁舎 教育委員会室	・第4回審議会及び第1回中間報告の報告 ・小中学校適正規模適正配置基本方針(令和8年版)の構成(案)に関する検討 ・局内スケジュールの見直し及び学校再編の方向性に関する検討
第4回	R7. 10. 29 (水)	第2本庁舎 教育委員会室	・第5回審議会の審議内容に関する検討 ・小中学校適正規模・適正配置基本方針(令和8年版)(素案)に関する検討
第5回	R7. 12. 25 (木)	第2本庁舎 教育委員会室	・第6回審議会の審議内容に関する検討 ・川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)(素案)に関する検討

# 川口市立小中学校在り方審議会 第2回中間報告【概要版】

## 川口市立小中学校在り方審議会（設置期間：令和7年1月～令和8年12月）

## 【第5回及び第6回の審議状況】（報告書 P.4～P.14）

市が設置する小学校及び中学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るための諮問機関として設置（令和6年10月1日条例制定）（報告書 P.2、P.17～P.19）

- 諮問事項 川口市立小中学校再編計画について
- 調査及び審議内容
  - (1) 小中学校の適正規模に関すること。
  - (2) 小中学校の適正配置に関すること。
  - (3) その他教育環境の整備に関して必要な事項に関すること。
- 委員構成 15人（学識経験者、知識経験者、市民、市立学校の校長、学校教育関係者）



### 適正規模・適正配置に関する川口市の背景と課題

#### 背景

- ◇ 児童生徒数の減少
  - R2～R7 2,570人減
  - R8～R17(見込み) 約6,700人減
- ◇ 学校規模 (R7.5.1現在)
 

	小学校	中学校
過大規模校	0校	0校
大規模校	8校	0校
適正規模校	3校	18校
小規模校	4校	8校
過小規模校	2校	0校
- ◇ 学校施設の老朽化
 

更新時期を迎える学校の増加

#### 課題

- 全市的な人口減少
- 人口増加が見込まれる地域への対応
- 学校施設及び公共施設の老朽化対策
- 教育環境の維持向上と学習環境の整備
 

小中一貫教育の推進、学校プールの整備等
- 地域コミュニティの拠点としての学校の在り方
- 利用教室等の確保
 

中学校35人学級、日本語指導教室、特別支援学級、不登校児童生徒の居場所づくり等

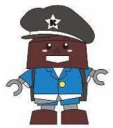
### 【第1回中間報告までの審議状況】（報告書 P.3）

- 第1回 令和7年1月28日（火）**
  - 委嘱書交付 ○ 正副会長選任 ○ 諮問書手交
  - 資料説明及び審議

本市児童生徒の現状及び今後の見通しについて
- 第2回 令和7年3月21日（金）**
  - ① 現行基準の整理について
  - ② 新たな基本方針の基準について
  - ③ その他（市立幼稚園の現状と今後の在り方について）
- 第3回 令和7年5月27日（火）**
  - ① 小中学校適正規模適正配置基本方針（令和8年改定版）の基準の設定について
  - ② 第1回中間報告に掲載すべき内容について
- 第4回 令和7年7月30日（水）**
  - ① 川口市における小中一貫教育（義務教育学校等）について
  - ② 第1回中間報告（案）について
  - ③ その他（市立幼稚園の在り方について）



第1回中間報告【概要版】



- 第5回 令和7年11月21日（金）**
  - ① 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（改定版）の概要について
    - ・改定案の構成や新たな基準の設定、現行基準の見直し等に関する審議
  - ② 第2回中間報告に掲載すべき内容について
    - ・第2回中間報告の作成依頼と報告内容の確認
  - ③ その他
    - ・委員（学識経験者）から、今後の学校再編の取り組みについて情報提供
    - ・プールに関する今後の在り方に関する説明要請

基本方針（改定版）の構成案

- はじめに
- 適正規模・適正配置基本方針の概要
  - (1) 適正規模・適正配置の考え方
  - (2) 基本方針改定の目的
  - (3) 基本方針の位置づけ
- 川口市立小中学校の現状と課題
  - (1) 現状（児童生徒数、学校規模、学校施設）
  - (2) 課題（人口動態、教育環境の整備・充実等）
- 適正規模・適正配置の基準と進め方
  - (1) 統廃合等に関する基準
  - (2) 統廃合等の進め方
- 今後の学校の在り方に向けた検討
  - (1) 部局横断的な検討
  - (2) 地域との連携・市民への情報提供
  - (3) 今後のスケジュール

- 第6回 令和8年1月22日（木）**
  - ① 第2回中間報告（案）について
    - ・第5回、第6回の審議内容を第2回中間報告の形で取りまとめるための、項目案や今後の取り組みに関する審議と提出方法の確認
  - ② 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（改定版）（案）について
    - ・これまでの審議を踏まえた改定案に関する内容の確認と最終案に向けた意見聴取
  - ③ 同基本方針（改定版）（案）に係るパブリック・コメントの実施について
    - ・審議会の意見聴取とパブリック・コメントを踏まえた基本方針を改定するまでの行程の確認
  - ④ その他
    - ア 水泳授業の在り方について（第5回で追加説明の要請あり）
      - ・小中学校の水泳授業や学校プールの施設の在り方について、教育局内に検討委員会を設置して検討を進めている説明と今後の水泳授業の実施に係る選択肢等に関する意見聴取
    - イ 今後の適正規模・適正配置スケジュールについて
      - ・当初計画から加速化させた行程案と全体的な学校再編の実施期間に関する事務局説明

### 【今後の取組】（報告書 P.15） ※教育委員会の適正規模・適正配置スケジュール（予定）

準備期間：令和7年度～令和11年度（5年間）  
 計画期間：令和12年度～令和26年度（15年間） ※5年程度の期間で見直し

取組内容	準備期間					第1期再編計画期間					第2期再編計画期間					第3期計画期間									
	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18	2037 R19	2038 R20	2039 R21	2040 R22	2041 R23	2042 R24	2043 R25	2044 R26					
川口市立小中学校在り方審議会	★12月答申 令和7年1月～令和8年12月																								
川口市立小中学校在り方検討委員会	審議会事務局 ・基本方針改定作業 ・再編計画策定作業					計画周知・広報 ・通学区域の調整 ・地域連絡協議会					第1期再編計画(地域プラン)推進 ・基本方針の見直し・改定 ・第2期地域プランの検討・改定					第2期再編計画(地域プラン)推進 ・基本方針の見直し・改定 ・第3期地域プランの検討・改定					第3期再編計画(地域プラン)推進 ・基本方針の見直し・改定				
川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)	★3月改定																								
(仮称)川口市立小中学校再編計画	★9月策定 周知・調整期間					第1期再編計画期間					第2期再編計画期間					第3期再編計画期間									
※地域別再編推進プラン(△△地区)	★9月策定 周知・調整期間					地域プランに基づく取り組み					地域プランに基づく取り組み					地域プランに基づく取り組み									
(仮称)地域連絡協議会 ※対象となる地域・学校単位で設置	A地域 B地域 C地域					D地域 E地域 F地域					G地域 H地域 I地域														